

仕 様 書

- 1 仕 様 書 番 号 : 文セ委第2号
- 2 委 託 業 務 名 : 海津公民館空調設備保守点検委託業務
- 3 委 託 施 工 場 所 : 海津公民館
- 4 契 約 期 間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 5 業 務 目 的 : セントラル方式の空調設備について、冷暖房切替作業時に保守点検を実施することで、設備機器の長寿命化と利用者の快適な公民館利用に資する。

6 業 務 内 容

○空調設備保守点検（冷暖IN点検）

・吸収式冷温水発生器点検	年2回	1F機械室内
・吸収式冷温水発生器点検（冷房期間中）	年1回	1F機械室内
・煤煙濃度測定（吸収式冷温水発生器）	年2回	煙突口
・冷却塔点検清掃（冷房IN）	年1回	2F機械室外
・エアハンドリングユニット点検	年2回	2F機械室内
・空冷ヒートポンプ式エアコン点検	年2回	室内機：大ホール以外各室内 室外機：大ホール以外各室外
・冷温水、冷却水ポンプ点検	年2回	1F機械室内
・膨張タンク清掃	年2回	2F機械室外
・自動制御装置点検	年2回	1F 2F機械室、事務室
・送排風機点検	年2回	2F機械室内
・全熱交換器点検	年2回	大ホール以外各室内

○衛生設備保守点検

・受水槽清掃（暖房前）	年1回	1F機械室内
・加圧給水ポンプ点検（暖房前）	年1回	1F機械室内
・空調機室内機洗浄	年1回	和室東・和室中・和室西

- 7 指 示 事 項 : 利用者の安全に配慮すること。また業務開始時と終了時には、施設駐在職員または、立ち合いの職員に連絡をすること。
点検時期は11月までとし、緊急時保守対応を適宜行うこと。
- 8 そ の 他 : この契約に定めのない事項については、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。
支払回数は年2回とし、半期ごとの業務完了報告書提出後に支払うものとする。